Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年12月10日 道 路 局 企 画 課

無電柱化に伴う路上変圧器を活用した

「防災・観光デジタルサイネージ」の実証実験地域を公募します

国土交通省では、路上の広告物に関する占用許可基準を緩和し、本日より、歩道上にある既設の路上変圧器を活用したデジタルサイネージによる防災・観光情報等の提供に関する有用性を検証する実証実験地域を募集します。

近年、頻発化・激甚化する災害から国民の生命・財産の損失を最小限とするため、ハード・ソフト対策の一層強化することが必要であり、ソフト面では、住民に対するきめ細やかな防災情報の提供が求められています。

また、各地域において魅力ある観光地域づくりが進められており、訪日外国人を含めた円滑な観光のためには、分かりやすい観光情報の提供が求められています。

そうした中、無電柱化された道路の歩道上にある路上変圧器を有効活用し、防災・観光情報等を提供することにより、 官民連携での地域防災力の向上や観光振興が期待されます。

そこで、実証実験期間中の路上の広告物に関する占用許可 基準を緩和し、既設の路上変圧器を活用した防災・観光情報 等の提供に関する有用性を検証する実証実験を実施します。



▲デジタルサイネージ設置イメージ

〇公募概要

1. 受付期間 : 平成30年12月10日(月)から平成31年1月17日(木)

※以降も随時公募します

2. 応募主体 : 既設の路上変圧器を活用したデジタルサイネージ等による防災・観光情報

の提供に関する官民連携実証実験を実施する地方公共団体(都道府県・

市区町村)

3. 企画提案 : 地域の課題、実験エリア、実験期間、提供する情報、検証項目 等

※公募の詳細は、以下の HP の公募要領をご確認ください。

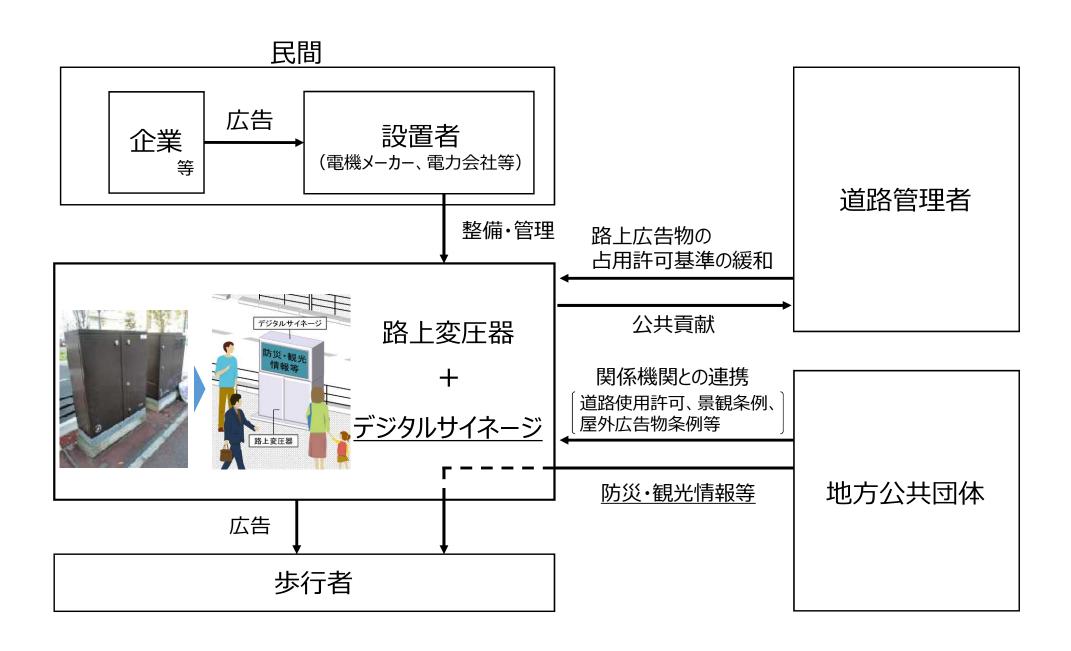
http://www.mlit.go.jp/road/road_fr4_000066.html

<問い合わせ先>

道路局 企画課 評価室 渡部、竹中(内線 37682、37673)

(代表) TEL 03-5253-8111 (課直通) TEL 03-5253-8593 FAX 03-5253-1618

路上変圧器を活用したデジタルサイネージによる防災・観光情報の提供スキーム(案)



歩道上の路上変圧器を活用したデジタルサイネージ等による防災・観光情報 の提供に関する実証実験地域 公募要領(第1次募集)

1. 概要

近年、降雨・降雪が局地化・激甚化しているほか、巨大地震の発生確率が高まる中、災害時の 国民の生命・財産の損失を最小限とするため、ハード・ソフト対策の一層強化することが必要で あり、ソフト面では、住民に対するきめ細やかな防災情報の提供が求められています。

また、政府目標として定めた、2020年訪日外国人旅行者数4,000万人、旅行消費額8兆円等の 達成に向けて、各地域において魅力ある観光地域づくりが進められており、円滑な観光のために は、分かりやすい観光情報の提供が求められています。

そうした中、無電柱化された道路の歩道上にある路上変圧器を有効活用し、広告収入等で整備 管理費用をまかないながら防災・観光情報等を提供することにより、官民連携での地域防災力の 向上や観光振興が期待されます。

そこで、実証実験期間中の路上の広告物に関する占用許可基準を緩和し、既設の路上変圧器を 活用した防災・観光情報等の有用性を検証する実証実験を実施します。

2. 募集対象

既設の路上変圧器に設けるデジタルサイネージ等を活用した防災・観光情報等の提供に取り組む意欲がある地域を募集します。

3. 応募主体

既設の路上変圧器を活用したデジタルサイネージ等による防災・観光情報の提供に関する官民 連携実証実験を実施する地方公共団体(都道府県・市区町村)。

都道府県が応募主体となる場合、実験実施地域である当該都道府県内の市町村と実証実験の実施に関して調整が図られていることが必要です。

4. 企画提案内容

以下の内容について、A4横のパワーポイントで、各項目につき1枚程度で作成してください。 <表1:実験実施地域 公募要領の企画提案内容>

項目	企画提案内容	
① 実験概要	地域の課題、実験エリア、実験期間、提供する情報、検証項目等	
② 関係機関との連携	道路管理者、警察、電線管理者、民間企業等との調整状況、役割分担等	

5. 応募手続き

<企画提案書の受付期間>

平成30年12月10日(月)~平成31年1月17日(木)

※以降も随時公募します

<提出書類>

- ア 参加申込書
 - ・様式1による
- イ 企画提案内容
 - ・【4. 企画提案内容】に関する資料

<企画提案にあたっての相談、問い合わせ、提出>

企画提案しようとする案件の内容についての相談や企画提案書類の作成方法等の問い合わせ、 提出は、以下までお願いします。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省道路局企画課

担当 渡部、竹中

電話 代表 03-5253-8111 (内線 37682、37673) 直通 03-5253-8593

6. 企画提案の評価基準

地域の選定にあたっては、以下の評価基準に基づき、総合的に評価を行います。

<表2:実験実施地域 公募要領の評価基準>

項目	評価基準
① 的確性	・ 地域の課題に対応した取組となっているか
② 実行性	・ 関係者との連携体制が既に構築されている。又は構築の見込みがあるか
③ 具体性	・ これまでの取組結果を踏まえた今後の取組内容が具体的に示されているか
④ その他	・ 公募の趣旨に合致しているか

7. 選定の流れ

平成30年12月10日(月) 企画提案の公募開始

↓ ◆ 一 窓口と相談

平成31年1月17日(木) 企画提案の提出が切り

 \downarrow

平成31年1月下旬頃 選定

8. その他

- (1) 直轄国道に係る占用の取扱いの概要は別紙のとおりです。
- (2) 実証実験に係る経費(機器の調達、設置・管理・運営、効果等の検証に係る費用等)は、 応募者側(連携する民間企業等を含む)の負担とします。
- (3) 実験は概ね1年間実施し、検証結果を国土交通省へ報告するものとします。 (必要に応じて実験状況の報告を求める場合があります。)
- (4) 既設の路上変圧器へ設置する情報提供設備及び実証実験の内容は、国内の関連法令・技術基準等を満たすものとします。

以 上

歩道上の路上変圧器を活用したデジタルサイネージ等による 防災・観光情報の提供に関する実証実験 参加申込書

平成 年 月 日作成

団体名		
代表者 役職及び氏名		
提案内容		
連絡先	部署名	
	担当者名	
	住所	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

実証実験における路上変圧器へのデジタルサイネージ等占用の取扱い

- 1 占用物件の取扱い: 道路法施行令第7条第1号の「看板」として取扱います。
- 2 占用許可の取扱い:

実証実験の実施者が、占用許可申請を行います。その上で「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」(昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号)の一部を適用除外とし、路上変圧器へのデジタルサイネージ等の占用を認めます。

3 連絡協議会の活用:

占用許可手続きを円滑に行うために必要な場合は、実証実験の実施者が主体となって、 関係者による連絡協議会を設置の上、調整していただきます。

4 デジタルサイネージ等の設置場所:下図のとおりとします。

